

事務事業名	都市計画道路新橋深沢線道路整備事業（市道0115号線 1工区）	整理番号	33103-050
所管	市街地整備課 街路・区画スタッフ		

事務事業の位置付け

期間	平成 17年度 ~ 平成 23年度	根拠法令・要綱等	道路法
基本計画における位置付け	基本政策 3-3 歩行者と環境に配慮した交通体系の整備 政策 3-3-1 道路網の整備	関連政策	3-2-4 拠点・面的な都市整備の推進

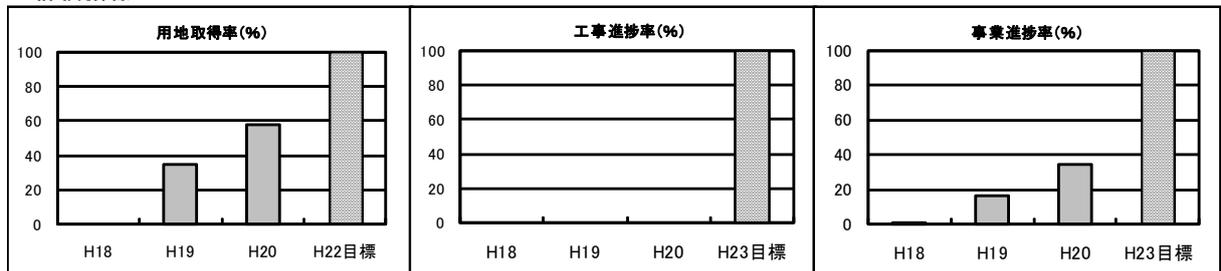
事務事業の内容

目的 (何のために)	駅東地区の都市基盤を整備し環状道路を構築して、中心市街地の活性化と共に交通の整流化を図ることを目的とする。
対象 (誰・何を)	道路利用者、御殿場駅利用者、周辺住民
手段 (どのようなやり方で)	都市計画道路の整備 1工区延長L= 424m（総計画延長L=955m 1工区 L=424m、2工区 L=531mに分けて実施） 幅員W= 16m（両側歩道W= 3.5m）
成果 (どのような状態にしたいか)	（県）御殿場箱根線から（都）御東原循環線まで供用開始されることにより、中心市街地全体の活性化と共に交通動線の整流化を図ることができる。
事務事業の背景・住民の意向	本路線は、中心市街地活性化基本計画区域を構成する重要な都市計画道路に位置付けられ、早期の完成を目指し継続する必要がある。また、地域からの整備要望も強い。
見直し改善の経過	

事務事業の実績・投入コスト

年度	事務事業実績	投入コスト(千円)
平成18年度	実施設計、用地測量	
平成19年度	用地測量、用地買収、物件補償	
平成20年度	用地買収、物件補償	

評価指標



事務事業の評価

担当部署の評価		コメント 中心市街地基本計画の目標である「快適で便利なまちなか拠点」を推進するためには、駅東地区の役割分担を認識しながら、御殿場駅乙女口広場と、広場に通じる新道の整備も合わせて、事業を進める必要がある。	今後の方向性
観点別評価	必要性		継続
	有効性		
総合評価	A		

改革プラン

平成21年度からの対応	埋蔵文化財調査と一部工事に着手する。
平成22年度以降の対応	平成22年度までに第1工区の用地取得と物件移転を完了できるように、用地交渉を進め、平成23年度に第1工区が全線供用開始できるように進める。
改革により予想される成果	早期に第1工区の工事を完了することにより、中心市街地全体の活性化と共に交通動線の整流化を図れる。

事務仕分けの結果

仕分け区分	今後の方向性・具体的な対応
市の実施(改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・新橋深沢線の第1工区については、用地交渉や文化財などの問題もあるため、土地開発公社による用地取得を進め、工事等の事業の延伸等を図る。 ・新橋深沢線の第2工区については、防衛9条交付金の活用を図る。 ・一般道路・都市計画道路を含め、建設水道部を中心に、市として優先順位を付けることが必要。
仕分け理由	
事業の進め方、財源の有効活用により、経費縮減を図る。	